

平成25年司法試験結果に対する会長声明

第1 声明の趣旨

- 1 当会は政府に対し、司法試験合格者数について直ちに見直し、年間合格者数を1000人以下とするよう求める。
- 2 当会は政府に対し、予備試験合格者数を不当に制限することのないよう求める。

第2 声明の理由

- 1 本年9月10日、平成25年司法試験結果が発表された。本年の合格者数は2049名と昨年の2102人から微減ではあるが、なお現状維持と言わざるを得ない数字となっている。

当会は、平成23年2月10日に本声明の趣旨1を内容とする総会決議を行い、平成24年司法試験結果に対して昨年9月に同趣旨の会長声明を発表したが、本年も合格者数が減少する傾向とならなかったことは誠に遺憾である。

ここ数年、司法修習修了者で弁護士会に登録しない者が400人以上という事態が続き、新人弁護士の給与水準の低下、固定給のない採用形態（ノキ弁）や司法修習終了後の即時独立（即独）が増加するなど、過剰な人口増の弊害が明らかとなり、法曹、とりわけその大多数をしめる弁護士の職業としての魅力が急速に失われている。

このことは、有為な人材が法曹界を敬遠する原因ともなり、国民の基本的人権を擁護する観点から看過できない問題となっている。1例を示すと、法科大学院のための適性試験受験者は、平成23年7249人、同24年5967人、同25年4792人と減り続け、本年は制度が開始した平成16年に比べると10分の1にまで落ち込んでいる。

いわゆる司法制度改革による急激かつ大幅の合格者増員政策からの脱却が急務であり、当会は政府に対し、合格者数を1000名以下とするよう求める。

- 2 一方、法科大学院を卒業しないで司法試験を受験するルートである予備試験

の受験者は年々増加している。予備試験合格者の司法試験合格率と見ると、平成24年は85人中58人で68.2%、本年は167人中120人で71.9%であり、これは法科大学院修了者の合格率が平成24年24.6%、本年26.8%であることに比べて遙かに高い数値である。

平成20年3月25日の閣議決定が「予備試験合格者数について、・・・予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的配慮を行う」としていることに鑑みると、昨年につき本年も依然として予備試験合格の水準が不当に高く設定され、予備試験合格者数が不当に制限されているとの批判を免れない。昨年9月に本声明の趣旨2と同じ会長声明を発表した協会としては誠に遺憾である。

11月8日に発表された本年の予備試験合格者は351人であり、昨年の219人から増加しているが、これにより不当な制限が解消されたかどうか推移を見守る必要がある。

以上より、当会は引き続き政府に対し、予備試験合格者数を不当に制限することのないよう求めるものである。

以上

2013年11月27日

千葉県弁護士会

会長 湯川 芳

